

「四国地方の社会資本整備戦略会議」開催趣旨

平成20年度から平成24年度までを計画期間とする社会資本整備重点計画（全国計画）が、社会資本整備重点計画法に基づき、平成21年3月31日に閣議決定された。

本計画は、「国土形成計画」において示される方向性や地域戦略を実現するための最も重要な政策手段を定めるものであり、この中で、地方における社会資本整備については、地域の自立性、多様性を重視する「広域地方計画」が各地方の主導で策定されること等を踏まえ、全国計画に基づく地方計画として、「地方ブロックの社会資本の重点整備方針」を早急に策定することとされている。

このため、四国圏広域地方計画で示される将来像や戦略的取り組みを実現するための重要な手段である社会資本整備について、現状と課題、目指すべき将来の姿、重点事項（「四国ブロックの社会資本の重点整備方針」）について意見交換し、それを共有するため開催するものである。

○構成員

- ・国土交通省関係 四国地方整備局長、四国運輸局長、
第五管区海上保安本部長、第六管区海上保安本部長
大阪航空局長、大阪管区気象台長
- ・国の支分部局 農林水産省中国四国農政局長
- ・地方公共団体 徳島県知事、香川県知事、愛媛県知事、高知県知事
- ・地元経済界 四国経済連合会会長

○オブザーバー

- ・国の支分部局 警察庁四国管区警察局長、総務省四国総合通信局長、
財務省四国財務局長、厚生労働省中国四国厚生局長、
農林水産省林野庁四国森林管理局长、
経済産業省中国経済産業局長、
経済産業省四国経済産業局長
環境省中国四国地方環境事務所長
- ・地方公共団体 徳島県市長会長、徳島県町村会長、香川県市長会長、
香川県町村会長、愛媛県市長会長、愛媛県町村会長、
高知県市長会長、高知県町村会長
- ・地元経済界 四国商工会議所連合会長